平成２１年（フ）第８６６号
神戸市灘区記田町３丁目２番25―203号
債務者　丸山惠津子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９３９号
神戸市東灘区深江南町１丁目17―２―607号、住民票上の住所兵庫県芦屋市西蔵町10番18―414号
債務者　植山　真一（旧姓服部）
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６１号
神戸市北区有野町有野724番地の４
債務者　大野　基理
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０８０号
神戸市垂水区美山台１丁目５番26号
債務者　小泉　　弘
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２７号
広島県三原市宮浦６丁目２番32―102号
債務者　加藤　里美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
広島県尾道市因島中庄町2119番地１　リーガルマンション301号
債務者　箱崎　睦美
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
福井県あわら市二面第16号１番地14
債務者　船木ハナ子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
福井県鯖江市上氏家町第１号８番地６、旧住所福井市西谷３丁目2009番地　ＦＳⅡ203号
債務者　酒井　勇吉
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６５号
長野県諏訪市元町15番７号
債務者　朝倉　直樹
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第４４号
兵庫県洲本市金屋673―５パークヒルズ金屋Ｃ棟、住民票上の住所兵庫県洲本市桑間１丁目１番22号
債務者　前川千惠子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第２９３号
徳島県小松島市金磯町12番58号
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８３号
高知市北本町３丁目９番45号　カサグレイス201
債務者　打井　一広
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０４号
高知市朝倉己735番地２
債務者　尾﨑　智行
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５２６号
高知県南国市田村乙2514番地
債務者　浜田　真紀
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５３１号
高知県南国市大埇甲1698番地６　公文ビル202号
債務者　澤本　武志
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４２号
高知市若草町１番40号　東ノ中
債務者　濱田　千恵
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５４４号
高知市横浜東町７番34号
債務者　中島　利道
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６６号
高知県吾川郡いの町4063番地
債務者　加地　啓介
1　決定年月日時　平成21年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで　高知地方裁判所破産係